

引っ越しの際は、届け出をお忘れなく！

本誌全市版31ページも併せてご覧ください。

- 印は、西区役所に届け出
- 印は、引っ越し先の区役所に届け出
- ★印は、届け出時に持参する物

下記は主な届け出項目です。引っ越しの届け出の際、区役所戸籍住民課で手続きの一覧表をお渡しますので、手続き漏れがないようご確認ください。詳細については、各担当課の直通電話にお問い合わせください。

なお、担当課が分からない場合は、代表番号 ☎ 641-2400 をご利用ください。

届け出項目	西区から市外へ引っ越し(転出)	西区から他区・西区内の引っ越し(転居)	窓口	電話	担当
住所変更	●転出届(転出証明書の発行) ★届け出人の本人確認書類(免許証、健康保険証など) ★委任状(代理人が手続きする場合) ⇒引っ越し先の市区町村に転出証明書を添えて届け出	■転入・転居届(引っ越し後14日以内) ★届け出人の本人確認書類(免許証、健康保険証など) ★委任状(代理人が手続きする場合)	1階① ①③⑥	(641)6936	西区役所戸籍住民課
印鑑登録	(転出届で自動的に登録廃止)	(転入・転居届で自動的に住所変更)			
国民年金	加入者	(第1号被保険者と任意加入者の方は、引っ越し先の市区町村に問い合わせ)	3階①	(641)6982	西区役所保険年金課
	受給者	・引っ越し先の市区町村または年金事務所に問い合わせ			
国民健康保険 後期高齢者医療制度	●脱退手続き(道内に引っ越す後期高齢者医療制度被保険者の方は住所変更手続き) ★国民健康保険証または後期高齢者医療制度被保険者証 ★納付通知書	■住所変更の手続き(引っ越し後14日以内) ★国民健康保険証または後期高齢者医療制度被保険者証(世帯主が変わる場合は新世帯主のもの)	3階②	(641)6974	
介護保険	●脱退手続き(介護保険証の返還・14日以内) ★介護保険証 ・要介護認定を受けている方(申請中も含む)は受給資格証明書を西区が発行	■住所変更の手続き(引っ越し後14日以内) ★介護保険証			
各種減額等 認定証など	●各種減額等認定証などの返還 ★各種減額等認定証など	■住所変更の手続き ★各種減額等認定証など	2階③	(641)6944	
福祉乗車証など	●身体障がい者等福祉乗車証などの返還 ★身体障がい者等福祉乗車証など	(転入・転居届で自動的に住所変更)			
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健 福祉手帳	・引っ越し先の市区町村で住所変更などの手続き	■住所変更の手続き ★身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか	2階②	(641)6948	西区役所保健福祉課
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	・引っ越し先の市区町村で住所変更の手続き	■住所変更の手続き(身体障害者手帳、療育手帳の住所変更の手続きと同時)			
児童手当	●資格消滅手続き ・引っ越し先の市区町村で新たに申請(引っ越し予定日から15日以内)	(転入・転居届で自動的に住所変更)			
児童扶養手当	●住所変更の手続きなど ★手当証書(お持ちの方)	■住所変更の手続き ★手当証書(お持ちの方) ★その他必要書類	2階④	(641)6943	
特別児童扶養手当	・引っ越し先の市区町村で住所変更の手続き	■住所変更の手続き ★手当証書			
各種医療費の助成	●受給者証の返還 ★各種受給者証	■住所変更の手続き ★各種受給者証			
原動機付自転車 (125cc以下)	●廃車届(廃車証明書の発行) ★標識交付証明書 ★運転免許証 ★ナンバープレート ★印鑑	(転入・転居届で自動的に住所変更)			中央市税事務所 ※1
固定資産税	・土地や家屋の所在する市区町村へ連絡	(転入・転居届で自動的に住所変更)			西部市税事務所 ※2
転校 (小・中学校)	・現在の学校から在学証明書などを受け取り、引っ越し先の市区町村へ提出	■転入・転居届を提出して入校票(転入学通知書)を受け取り、在学証明書など(現在の学校で発行)と併せて転校先に提出			

※1 中央市税事務所諸税課軽自動車税担当(中央区北2東4サッポロファクトリー2条館) Tel 211-3076

※2 西部市税事務所固定資産税課(琴似3-1コトニ3・1ビル) Tel 618-3917(土地担当)、Tel 618-3918(家屋担当)